

○長谷部委員長 それでは、時間が参りましたので、第16回「専門小委員会」を始めさせていただきます。

本日の審議ですが、前回、第15回の小委員会におきまして皆様から頂戴した御意見の主なものがわかる資料を事務局のほうで取りまとめていただいています。ですから、この内容について、まず、御確認をいただきます。

続きまして、審議項目Ⅰの人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方のうち、三大都市圏に生ずる課題を解決するために必要な施策は何か。三大都市圏から地方圏への人口移動や地方圏での定住を促進するために必要な施策は何か。この論点を取り上げて検討を行いたいと存じます。事務局に関係の資料を用意していただいていますので、事務局に説明をお願いして、その後で委員の皆様から自由に御発言を頂戴する形で進めてまいりたいと存じます。

それでは、前回、第15回小委員会で皆様からいただいた御意見につきまして、事務局から資料に基づいて説明をお願いいたします。

宮地行政課長、お願いいたします。

○宮地行政課長 行政課長でございます。

それでは、資料1をごらんいただきたいと思います。

前回、第15回専門小委員会の主な議論についてでございます。

まず、「基本的な認識」に関する御意見としまして、人口減少問題がどの程度切迫しているか。県の責任、市町村の責任をどう考えて、時間軸の中で制度をどう準備していくのか。

都道府県が基礎自治体の仕事をすることは困難であり、条件不利地域の市町村ができないものは、都道府県がやれるのかどうか疑問。

子どもが極端に減っている地域では、中学校も小学校も維持できないという町村が出てきている。県立の小中学校にする等、県が補完する考え方もあるかもしれない。

都道府県の補完は、水平的補完ができない地域のセーフティネットとしてかなり重要な機能。通勤通学圏に含まれない市町村数は決して小さい数字ではない。人口減少が止められない地域は残る。簡単に移住はできない。出生率が上昇してもその効果が現れる間、当面の対応が必要。

小規模市町村は身軽にする必要があり、県の補完もやむを得ない。自治体が自分達でできないことは県、そして国がサポートして当然ではないか。

連携を強力に進めるのなら、イギリスのローカルエンタープライズパートナーシップスの仕組みが参考になるのではないか。

小規模で人が少なくなる地域の文化を担保できるような仕組みが必要。

複雑になりすぎて、普通の国民が理解しづらくなっていないか。

次に、補完をする場合の判断要素に関するものでございます。

まず、「客観的要素」に関しまして「広域連携が困難な地域」とは、中山間地や農村、離島、群島など具体例で見ると必要がないか。

離島は連携できないことから、別に考えた方がいいのではないか。都道府県の事務所を置けない離島は、町村に人を派遣して協力をする仕組みがあり、新たに作らないといけない制度はあまりないだろう。

離島に近い内陸地など連携が困難な地域をいくつか類型化しながら、それぞれの方式を考える必要があるのではないか。

水平的連携をしたいのだが、中心市が対応してくれない場合をどうするか。

次に「主観的要素」に関してでございます。

市町村に対するサポートのあり方を考える上で、市町村の意思と都道府県のコストのバランスが重要であるとした主観的要素の考え方は非常にわかりやすく納得がいくものだと思う。

補完を受ける側の意思は必要。ただ、人口減少や高齢化が進むと、地方議会が意思形成の機能を維持できるか、懸念も残る。主観的要素は、厳格さをどの程度求めるか。

「市町村が望めば必ず補完をすることにはならない」とした場合、極論すると、再建団体なら都道府県が補完をするという考えもあり得てしまうため、厳格に考える必要はないのではないか。

市町村からの補完の申出の前提として、将来の人口推計等を踏まえた地域経営の方向性を定めることについては、合理性を判断する基準を示す必要がないか。

市町村がエリアを区切って人口推計をすれば、人口が減らない地域と人口が減る地域に分かれ、それらの地域をどうするのか、という議論につながる。このことは、コンパクトシティを考える上でも非常に大事な視点である。

都道府県の補完は、都道府県にコスト増の問題があるとなれば、その点への配慮も必要ではないか。

市町村からの補完の申出と、都道府県の意向がミスマッチした場合、どうするか。強制させることはできないので、マッチングを進める環境整備が必要。モデル事業が一つの例となればいい。

主観的要素でうまくいかないことが実務的にはあると思われるので、事例をデータベース化して国ベースで支援できるようにしてはどうか。

ミスマッチを放っておいていいのか。県と市町村の間で積極的に協議する場を設ける必要があるのか。実態を含めて考えないといけないのではないかと思う。

都道府県には、垂直補完に積極的ではないところもある。周辺自治体が小規模なところをカバーできず、追い詰められたような場合に、県が何らかの形で動けるよう、協議の仕組みを入れてはどうか。

補完を望んでいるが誰も補完しないときに誰かに補完するように義務付ける、という制度も理論的な可能性としてはあるが、第30次地方制度調査会答申ではそこまではやらないという整理だったと思う。

次に、対象となる事務に関してでございます。

「基本的な考え方」といたしまして、新しく創設された制度をいかにうまく活用していくか。様々な事務事業がある中で、補完になじむもの、難しいものを類型化し、示すことによって促進していくべきではないか。

「補完になじまない事務」に関してでございます。

都道府県の補完になじまない事務であれば、水平的な連携にもなじまないのではないかと。水平的な連携にはなじむが、都道府県の補完になじまないものがあるのであれば、それはなぜなのか。

住民に身近な行政は、地域に窓口があることが望ましい。都道府県の出先機関を区域内全域に張り巡らせるのは非現実的。窓口業務を必要とする事務は、市町村が行うべきではないか。

突発的に起きる事務処理に対応するため、技術的助言を少し強くしたような仕組みとして、都道府県の職員を市町村職員として併任させ派遣するという方法もあるのではないかと。

「補完の対象としやすい事務」に関してでございます。

事務の効率化だけでなく、人口減少対策としては重要な地域産業の振興について、大分県のモデルのように、県と市町村が広域連携をしていく必要があるのではないかと。

道路は、面的なつながりも重要。同じ市町村の区域の中にある都道府県道と市町村道については、除雪等の際の業者を統一する等、様々な工夫の道を模索してもいいのではないかと。

鳥取県の例のように、データ管理等については、都道府県を巻き込んだ連携が一層促進されるべきではないかと。

国の法律が市町村レベルまで計画を作ること求めていることが多いが、都道府県の協力が大いに必要なのではないかと。

「補完の対象に時間を要するもの」に関してでございます。

事務を都道府県が引き受け、そのコストの一部を市町村から都道府県に支払うことを前提とすれば、補完をするのに時間を要するものへの対応が問題になってくるのではないかと。

一方、県職員を市町村の職員に併任することで、実質、都道府県がコストを負担する補完の方法もあるのではないかと。そこまでの覚悟をして補完をすすめるのか。それとも、そのときには、合併してもらおうことになるのか。

次に「対象事務の戦略的な選択」に関してでございます。

県と市町村の広域連携においても、機能的な連携だけでなく、政策的な連携を加味していくことを考えていく必要があるのではないかと。

小規模市町村では職員が複数の事務を行うことにより、住民に対し総合的に対応できるメリットを活かしつつ、どういう事務をうまく切り出し組み替えればよいか考える必要があるのではないかと。

事務を切り分けて都道府県の補完をしたときに、その調整でかえって時間をとられ、ますます事務が大変にならないようにするべきではないかと。

「補完の方法」に関してでございます。

事務の代替執行も含め、広域連携のそれぞれの手法が、どういう場合に活用できるかということを見極める必要があるのではないか。

事務の代替執行は、事務の委託にあった不都合を補う新しい制度であり、これまで事務の委託により事務がどう処理されてきたかということを見る必要があるかもしれない。

突発的な災害等において、ヒトはいるが、カネが不足するときは、費用面でサポートが必要になるのではないか。そのような市町村を多く抱える都道府県に対するサポートを国が行う必要があるのではないか。

小規模市町村では、中心となっている職員が病気等になるリスクがある。SOSを出せば県の振興局の職員が手助けにくるといった仕組みがあってもいいのではないか。

次に、補完の他に考えられる対応策についてでございます。

「小規模市町村の事務執行」に関しまして、小規模市町村の事務処理体制は厳しいが、都道府県の補完を考える前に、仕事の中に捨てられるものはないのか。

小規模自治体の場合には、広域連携の以前に、固有の事務についても適切に事務が処理できていないのではないか。困難案件の実例がある中心市に聞ける仕組みを構築する等、周辺の自治体とノウハウの共同化を進めることも考えられないか。

企業では、積み上げではなく、何のためにやらないといけないのかという業務に対して組織を作る。小規模市町村の事務処理体制も、積み上げで変えていくのは難しいのではないか。

「外部資源の活用」に関してでございます。

横浜市が民間へのアウトソーシングを進める新聞報道があったが、横浜市でできるなら、地方圏でも民に委託することが可能ではないか。

補完以外に考えられる方法が、事務とその処理方法を特定してルートを決めるような方式ではなく、オプションを作り地方に選択させる方式で考えれば問題はないのではないか。

民間委託もオプションの一つ。小規模町村だけでは民間が引き受けないことから、連携してまとめてやるのが考えられるのではないか。

行政サービスは効率的に提供すべきであり、アウトソーシングは当然進めていくべき。このことは、全体の企画立案を含めて都道府県が行う都道府県の補完とは、レベルが違うのではないか。

「県や国に事務を戻す」ということに関してでございます。

都道府県の補完をしなければ存立しえなくなるという場合に、県や国に事務を戻すことも視野に入れる必要があるかもしれない。

「事務権限の限定」に関してでございます。

一般市の特例として指定都市の制度があるように、一般町村と特例町村に分けても不自然はないのではないか。特例町村は、事務権限の範囲を、学校の管理、住民票等の窓口業務等に限定し、義務付けられた市町村事務は垂直補完又は水平補完をし、地元の申請によ

って適用されるものとするべきではないか。第27次地方制度調査会のときは、合併促進の中で議論されたので違う方向性に行ったが、人口減少の中では、考えなければいけないテーマではないか。

「無居住地域への対応」に関してでございます。

人口予測によれば、人口空白地区がでてくる。人口空白地区は、自治体が成立しない。近隣の一定規模の自治体を、人口空白地区の管理自治体に指定し、その公共空間を管理し良好な状態を保つ役割を担うという制度が必要ではないか。

人が住まなくなった空間を管理する必要性は、空き家が放置されると犯罪の巢や景観の問題があることや、道路はネットワーク化していることにある。

日本国土にあまねく市町村が存在しないこともあり得てよいのではないか。あまねく存在していることとすれば、どこかに合併させられて、引き取らされているため、管理自治体の発想は不要ではないか。

現在でも人が住まないという地域はたくさんあるが、自治体を外そうという議論は出ていない。

人が住まないから国土として管理しなくていいのか。砂防工事等、小さな町村が自力でできるかどうかは別として、国に補助申請しながら、国土は管理されているのではないか。

日本は、これまで、人が住まない地域も市町村の区域に含めて総合的に管理するという発想でやってきたのではないか。今の段階で、手間暇がかかるから外してしまう考えは、国土管理の意味から監視の目が薄まるだけではないか。

なぜ国土管理を自治体にやらせるのか。都市部が必要なら都市部が管理をすればいいのではないか。国土管理ということであれば、国の直轄事務でやるべきではないか。なぜ、自治体を存続させ、どこかの自治体に合併させて、自治体の事務としてやらせるのか。

砂防工事については、市町村独自にやるものもあれば、大規模なものは国や都道府県がやることもある。実態にあわせて役割分担が出来ているのではないか。

今回の議論のあった管理自治体のような制度が本当に出現するかどうかは、今のところは理論的なものとして考えるべきではないか。

以上が主な議論でございます。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして御意見等ございますでしょうか。

太田委員、お願いします。

○太田委員 前回の発言がややこしかったことをおわびいたします。

まず、3ページの一番下の30次地方制度調査会答申に関する解釈ですが、これは私の解釈であることを前提として、「そこまではやらないという整理」というのは、前回の発言でも、答申時点ではそこまでは書かないということであったと思いますので「現時点では」とか「あの時点では」ということを補っていただければと思います。

5ページの「補完の対象とするためには時間を要するもの」の2つの○ですが、これは

整理いたしますと、前回、補完をするのに時間を要するものがあって、補完をしにくいのではないかという資料が出ていたのに対し、それは、事務の実施そのものは都道府県が引き受けて、お金を市町村が払うという補完のパターンを考えているからそのように見えるのではないか。つまり、市町村が人員を雇えるようにお金をつけるという補完をすればそういう対応、補完をするのに時間を要するので補完が難しいのではないかという問題は実は解消されてしまうのではないか。しかし、そうすると何も対価が都道府県に来ないので、下のほうですが、実質、都道府県がコストを負担する補完の方法ということになる。それで、そこまでの覚悟があるのかということであったので、下の2つの○を統合して整理し直していただければと思います。

○長谷部委員長 5ページの下のところですね。では、そういう御注文ですので、少し工夫をしていただければ。

武藤委員、お願いします。

○武藤委員 2ページの2つ目の○で「離島は連携できないことから」のところなのですが、「新たに作らないといけない制度はあまりないだろう」という部分は確かにそのようなことを言ったかなと思うのですが、それよりもむしろ「そういう仕組みがあり、それを活用する必要があるのではないか」ぐらいに変えていただいて、新たに作らないといけない制度があるかどうかはまだ私はわかりませんので、もしかしたらあるかもしれませんので、これは外してください。

○長谷部委員長 わかりました。では、そこもそういう方向性でお願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

そういたしましたら、次に審議項目の議論に入ってまいりたいと思います。Iですが、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方の中での三大都市圏に生ずる課題を解決するために必要な施策は何か。三大都市圏から地方圏への人口移動や地方圏での定住を促進するために必要な施策は何か。この論点についての検討をお願いしたいと存じます。

それではまず、関係資料につきまして事務局のほうからの説明をお願いいたします。

○宮地行政課長 それでは、御説明を申し上げます。

まず、資料2と3につきましては、これまでヒアリングをしております内容をまとめております。資料2が三大都市圏の課題の関係。資料3が地方圏の移住としておりますが、町の関係でございます。適宜御参照いただければと思います。

次に、資料4を用意させていただいております。

今後検討すべき論点ということで、それぞれ今回の2つのテーマに関しまして論点として考えられるものを挙げております。

まず、「三大都市圏に生じる課題を解決するために必要な施策は何か」ということに関してでございます。

三大都市圏に生じる現状と課題ということで幾つか挙げております。

まず、三大都市圏は、今後も国際競争が激化する中で、日本全体の経済を牽引する極めて高次の都市圏域でありますので、今後もそうした都市圏であり続ける必要があるのではないかということでございます。

ただ、一方でその課題としまして、人口集中、人口過密の状態でありまして、生活環境が必ずしもよいとは言えないのではないかと。また、大災害等の場合も非常に困難が予想されるということがございます。

状況としましては、人口が集中していますが、出生率は総じて低く、急速な高齢化の進行が予想されるということがございます。それに加えまして、人口急増期に集中的に整備をいたしました公共施設の老朽化の問題がございます。

その影響のあり方でございますが、三大都市圏においては、地方圏よりも急激に影響が出てくるのではないかと考えられます。

税収のほうは、右肩上がりの税収に裏打ちされた施策を講じることは困難ではないかということが一方で考えられるところでございます。

2 ページに参りまして、そうしたところで状況を捉えますと、三大都市圏の中で協力体制を構築して、限りある資源の「選択と集中」を適切に行うことが求められるのではないかと論点を挙げております。

次に、そうした協力体制を構築していくという中で、所在する市町村が、水平的・相互補完的、双務的な役割分担による広域連携をどのように進めていくかということに関してでございます。

状況としましては、三大都市圏においては、地方圏に比べて市町村合併が進んでおりません。さらに広域連携を進めていくべきではないかという論点がございます。

その方向としましては、これは第30次の地方制度調査会で示されておりますが、規模・能力は一定以上ありますが、昼夜間人口比率が1未満の都市が圏域内に数多く存在するという状況を踏まえまして、地方圏のように、核となる都市と近隣市町村との間の連携ではなく、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用ではないかということが挙げられます。

施策の「選択と集中」といたしまして、交通機関なども発達していますので、役割分担を他の市町村と大胆に行って、相互補完関係を築きやすい環境にあるのではないかと考えられます。

広域連携のきっかけとしましては、核となる都市がありませんので、なかなかきっかけをつくるのが難しいといった御意見もヒアリングの中でありました。そのきっかけとしては、公共施設の総合管理計画の策定あるいは市町村の境界における福祉サービスといった既に実践が始まっております分野できっかけとすることも考えられるのではないかとことが挙げられます。

三大都市圏の関係、最後に、三大都市圏域の調整ということで、三大都市圏においては、

経済、環境、交通など、都道府県の区域を越えるような課題を圏域として解決する必要があるのではないかとということがございます。

こうした都市圏全体の課題に対応しています現在ある会議等について既存の仕組みをどのように考えるかという論点が考えられるところでございます。

三大都市圏に関する論点は以上でございまして、説明の都合上、恐縮ですが、参考資料1をまず先に三大都市圏の関係ということで御説明させていただきたいと思えます。

参考資料1をごらんいただきたいと思えます。

まず、1ページは先ほど挙げました論点とも関係しますが、第30次地制調答申の関係部分でございまして。

1ページは、まず、三大都市圏の抱える課題ということで、高齢化、少子化の問題、公共施設の老朽化の問題で、先ほど論点にも挙げました形で、規模・能力が一定以上あるが面積が狭い都市が圏域内に数多く存在するという中で、今後の課題に対応するためには、自主的な市町村合併や基礎自治体間の広域連携を進めることが必要とされております。

これに関しまして、全体、それぞれの都市圏の実際の状況をごらんいただくために2ページ以降でその市町村の地図と人口の表を用意しております。通常、政府の国土利用計画などでは三大都市圏という場合は県単位で定義をしているところではありますが、社会経済的に一体性のある圏域で考えてみるということで、例えば通勤・通学10%圏ということで、第30次地制調で捉えた考えをもとにしております。緑のところは特別区あるいは政令指定都市への通勤・通学10%圏に含まれる市町村でございまして。先ほど出てまいりました規模・能力は一定以上ありながら面積が狭い。圏域の中心となっていない市町村はこうした圏域に数多く存在しています。2ページ、3ページが東京圏。4ページ、5ページが名古屋圏でございまして。6ページ、7ページが関西圏ということで、京都、神戸も含めたものになっております。

次に8ページは出生率の関係でございまして。東京圏、大阪圏は全国平均を下回っております。

9ページは高齢者数の将来推計でございまして。これも既にごらんいただいた資料であります。

10ページは高齢者数の急増に伴う介護サービス需要の増加ということで予測をしている資料でございまして。22年を基準としていますので、22年の15年後、平成37年の施設利用者数を推計しますと、平成22年の定員の2.5倍程度の人数になってくるという推測がされております。

11ページは公共施設の老朽化状況でございまして。三大都市圏の外の公共施設に比べますと、こちらの表にありますように総体的に老朽化が進んでいたり、あるいは耐震化が実施されていない施設の割合が大きくなっております。財政負担もより大きな財政負担が生じる見込みが示されています。

12ページはこれに対応しまして、平成26年4月に総務大臣から通知を出したものでござ

いますが、公共施設等総合管理計画の推進ということで、公共施設の全体を把握して、総合的、計画的な管理を行うための計画の策定を推進しているところでございます。除却あるいは集約化・複合化、転用等について財政措置も設けられております。

次に13ページは地方制度調査会の答申の具体的な方策に関してでございます。市町村合併について、柔軟な連携の仕組みについての方策が示されておまして、特に柔軟な連携の仕組みにつきましては、下のほうにございますが、核となる都市と近隣市町村との間の「集約とネットワーク化」を進める地方圏での方策をそのまま応用することは適切ではないということで、各都市が異なる行政サービスや公共施設の整備等に関して、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用とされております。

それに関する状況としまして、広域連携の仕組みは前にもごらんいただいたものでございます。

15ページは三大都市圏における市町村の状況でございます。合併の関係でございますが、減少率でごらんいただきますと、三大都市圏のほうがやはり減少率が低くなっておりまして、特に東京都、大阪府では減少率がかなり少なくなっているということで、合併が余り進んでいない状況でございます。

16ページ、17ページは先ほどの30次の答申で出てまいりました市町村間の水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担ということで、それについてアンケートをとっております。その考え方をお示ししております。先ほどの答申の内容を踏まえますと、こちらの役割分担のところに冒頭書いておりますが、「これまで単独で処理してきた事務について、ある分野では近隣市町村に係るものを処理するが、別の分野では近隣市町村が処理することを、近隣の市町村と役割分担することで、適切に行政サービスを提供する取組み」と考えます。

イメージとしましては、17ページをごらんいただきますと、現在取り組みが多く見られますのは、事例③にありますように同種の施設を相互利用する形が多いと考えられます。今後検討が求められるパターンとしましては、それぞれ別の種類の施設を相互にそれぞれが分担をして用意する。事務についても同様であります。そういうことが今後必要ではないかということでアンケートをとっております。

その結果が18ページでございます。そうした意味での水平的・相互補完的な役割分担につきまして、18ページの間1、必要性については「必要性を感じている」が7割でございます。ただ、今、そうした役割分担を実施しているかということにつきましては「実施している」という数はかなり少なくなっております。この実例が次のページで出てまいります。次に問3でございます。今後どうするかということにつきましては、現在までに検討しているところは余りございません。今後近隣市町村と検討していくということが13%ございます。ただ、検討していないということも多くございます。問4でございますが、近隣市町村との役割分担の取組みが実施に至らない理由につきましては、①何を検討したらいいかわからない、②連携するメリットのある事務がない、③事務負担が大きいといっ

たところがありますが、20%というものは、⑤近隣市町村と調整するきっかけや場がないということが挙げられております。

19ページ、20ページは先ほどの既にそうした役割分担を実施している一つの例としまして横浜市と川崎市で待機児童対策について協定を結んで連携を行っている事例でございます。それぞれエリアごとに保育施設の適地を持っているところと適地がないところがございまして、一方では、川崎市の土地に川崎市が保育所を整備して、横浜市が応分の負担をする。また、別のエリアではその反対で、横浜市が対応する。そうした役割文体をしている例でございます。

最後に、21ページからは三大都市圏域の調整に関してでございます。この点につきましては、交通あるいは防災といったことについての連絡調整、計画の策定などの協議会等の枠組みを設けるべきかどうかについて引き続き検討する必要があると30次の答申ではされたところがございます。それに関する事例としまして、これは東京圏であります九都県市首脳会議。24ページは関西広域連合、26ページは名古屋市の懇談会の例を挙げております。

次の項目に関しましては住民制度課長のほうから説明をさせていただきます。

○篠原住民制度課長 恐縮でございます。資料4にもう一度お戻りいただきたいと思っております。

今後検討すべき論点についての4ページ目からが地方圏への移住の問題でございます。

審議事項といたしまして、三大都市圏から地方圏への人口移動や地方圏での定住を促進するために必要な施策は何かという問題提起でございます。

まず、三大都市圏のうち、地方圏への人口移動を促進すべき対象をどのように考えるかということでございます。

三大都市圏の中でも、東京圏のみが大幅な社会増であるといった事実がありますので、特に「東京圏」から地方圏への人口移動の促進を検討する必要があるのではないかという論点でございます。

そういった場合に地方圏への移住をどのように進めるかということで、まず、「受け入れる地方自治体の取組」といたしまして、地方自治体のほうでは、地域の資源の価値を高める工夫をし、地域の資源を活かして働く場を創出することが重要ではないか。また、仕事を持った人に移住してもらいまして、働ける環境を整備することも考えられるのではないかということでございます。

一方、移住の希望にとりましては、地方圏における生活は、一般的に、東京圏における生活に比べると、平均給与は低くとも、生活費は安く、居住環境は東京圏では得られない優れた点もあり、農業をやりながら自分の特技をいかした仕事を行う等、都会ではできない新しいライフスタイルも可能ではないかということでございます。

また、アンケートをとりますと、東京在住者の4割が地方への移住を検討している、または今後検討したいという結果が出ておりまして、このような地方への移住に対する潜在

需要をどう活かすかが求められているのではないかと考えています。

では、具体的に移住をどう進めていくかということで、段階的な推進をしてはどうかということをごさいます。

まず、移住を進めるためには、東京圏に住む人々が、地方圏との絆を持つことが重要ではないか。

例えば地方圏で生まれ育った場合には、その地方圏との絆を持ち続けることや、地方圏で生まれ育っていない場合には、地方圏との交流等を通じまして、その地方圏との絆を持つようにすることが、移住の裾野を広げることになるのではないかと考えています。

次にページに行きまして、そういった形での地方圏との絆を維持するための方策といたしまして、例えば複数の住所を有するといった考え方もございますけれども、それは選挙権等の関係から無理があると考えておりますが、地方圏にある市町村がつながりのある者を把握し、定期的に情報を提供することや地域の課題について意見を求めること等の工夫を行うことは可能なのではないかと考えております。

また、地方圏との情報の交流や実際の交流を繰り返す中で、地方圏での生活を徐々に体験しながら、いわゆる二地域居住を経て、移住を進める方法もあるのではないか。

また、こういった場合に実際に住民票を地方圏に移した上で地方圏での生活を体験してもらう「地域おこし協力隊」は、移住を段階的に推進する観点や外部の有為な人材を確保する観点から、有用であり、引き続き推進すべきではないかと考えております。

これに関連する資料といたしまして、参考資料2をごらんいただきたいと思ひます。

1 ページお開きいただきますと、まず、人口移動について過去からの経緯が書いてございます。東京圏、大阪圏、名古屋圏、地方圏と分けてございますけれども、特に東京圏と地方圏はピークが1962年の転入超過でございますが、このときを初めといたしまして、おおむね東京圏と地方圏が対照的な形をしている。好景気の東京圏に集まり、不景気のときには若干それが鈍るといふことがございますけれども、最近また東京圏のほうに人が集中している状況でございます。

次のページでございますけれども、こちらは東京圏ではなくて、東京都と他道府県間の転出転入比あるいは他道府県における東京都への転出者割合をグラフ化したものでございます。縦軸が東京都への転出超過と転入超過の割合を見たものでございまして、1.0を境といたしまして、上のほうが東京都から転出する者が超過している県。下のほうが東京都へ転入していることが多い県となっております。また、横軸でございますけれども、これは道府県において東京都への転出者の数が当該県における人口に対する割合を見たものでございまして、横軸で右側に行くほど、その県における東京都に対する転出者の数の割合が高い。左側に行きますとその割合が低いという形でございます。これを見ますと、埼玉県のみが東京都から転出している超過県になってございます。また、沖縄県等が大体同じぐらいの均衡している県でございまして、神奈川県、千葉県は東京都への転入超過でござい

ますけれども、その割合、流動性という意味では、東京都へ出ていく数も多い。ただ、その形としては0.8でございますので、比較的均衡がとれているということでございます。また、多くの県が左下のほうに固まっておりますが、東京都への転出が多いわけですが、当該県における影響はそれほど大きくない。こういった図になってございます。

次のページの図でございます。これは今の数字につきまして各県のものを折れ線グラフでわかりやすく数字を並べたものでございまして、青と赤の線がございまして、青が平成22年、赤が平成26年でございます。これでわかりますことは、平成22年と平成26年を比べますと、最近では吸引力といいますか、東京都へ転出する数がふえてきていて、徐々に東京都への転入超過といった形で引き寄せられているといった数字が見えております。

下のほうをごらんいただきますと、各県ごとに転出転入比の差をとってみましたところ、上の赤い数字のところ、これは8県でございますが、これは平成22年と比べますと、平成26年のほうが東京都に出ていく数が少ないということでございます。39県でございますけれども、大体の県は東京都への転入がふえてきているという形の図でございます。

次の4ページ目をごらんいただきますと、年齢階級別に見てみますと、実は、東京都への転入が多いのは、大学生になる、あるいは就職するという15～19歳、20～24歳、25～29歳に集中しているわけございまして、他の年齢層でいきますと、例えば0～4歳、これは親が当然いるわけでございますけれども、東京都から出ていく数のほうが実が多くなっている。30～34歳から50～54歳までは比較的均衡がとれていまして、55～59歳以降、リタイアに近くなってきますと、東京都から出ていく数のほうが多くなっているという数字でございます。ですから、こういった形で子育てを始めた世代と定年退職等をされた方々は、東京都から出ていく数のほうが今は多くなっている。この実情をどう捉えるかという点もあろうかと思えます。

そういった観点で、東京都における生活環境を見ていきたいと思えますけれども、5ページ目でございますが、東京都における不動産価格指数でございます。マンションの指数を見てみましたところ、価格的には最近特に数字が上がってきているということでございます。最近では、平成24年10月を底といたしまして、直近では2年間で約17.6%価格が上昇しているという数字でございます。

6ページ目でございますけれども、これは各圏域の通勤・通学時間の比較でございます。関東Ⅰに東京圏があるわけでございますけれども、こちらでは通勤・通学時間は98分という平均時間でございますが、他の圏域では、例えば北海道、北陸、山陰、四国、南九州、沖縄等では50分台ということで、約倍の違いがあるということでございます。

7ページ目でございますけれども、こちらは全国待機児童マップということで、東京都、周辺地域については待機児童が多い。特に東京都は極端に待機児童数が多くなっているという数字でございます。

次のページからは、東京を初めとして、都市圏から地方へ人を呼び込むための施策を各地方公共団体において行っているものを見ていきたいと思えます。

8 ページ目でございますけれども、富山市でございます。富山市におきましては、コンパクトシティを目指していることもございまして、多地域居住といったところに観点をもちまして、富山市の街中に住宅を購入した場合に、一定額を補助する事業を昨年10月から実施しております。ここに補助要件が書いてございますけれども、右側に書いています図の中の赤線の中に住宅あるいはマンションを建設または購入した場合には、補助金額として一戸当たり25万円。市内に高齢者親族が在住する場合には上乗せ10万円ということで最大で計35万円の補助が出るという仕組みでございまして、既に3組の適用があるということでございます。

9 ページ目でございますが、こちらは島根県飯南町の取り組みでございまして、定住の推進を「最重点プロジェクト」として位置づけまして、積極的に定住支援に取り組んでいるところでございまして、いろいろなプログラムがあるわけでございますけれども、特に利用されているものが体験プログラムの中の飯南暮らし体験、いわゆるお試しの暮らし住宅、右側の住宅の提供等で飯南町地域資源情報バンク、空き家バンク、下から2つ目でございます滞在型市民農園クラインガルテン、こういったものの利用が非常に多いということでございまして、平成20年から24年までは社会増という結果が出ているということでございます。

10 ページは定住・雇用促進のための助成金制度ということで、それぞれ年間1件から2件程度の適用があるということでございます。

11 ページ目からは、先ほど申し上げた東京在住者の移住以降の調査ということでございまして、実際にインターネット調査をやりましたところ、東京都から移住する予定または移住を検討したいと思っている人は、約4割。関東圏以外の出身者では約5割あるという数字でございます。

12 ページ目が意識調査の理由でございまして、左側にありますように、まずは定年退職・早期退職といったことが男性では多いわけございまして、女性では結婚、子育てが機会として捉えられるということでございます。

右側の図でございまして、移住したい理由としては、出身地であるからということ、またスローライフを実施したいからといったものが挙げられているわけでございます。

こういったものを制度面から見るとどう捉えられるかということで、次の13ページに住所についての考え方を載せてございます。

住所については、「各人の生活の本拠」をいうと位置づけられております。これは民法第22条にその規定がございまして、また、真ん中ぐらいにあります最高裁の判決、昭和29年でございまして、こちらにおいても、住所というのは各人の生活の本拠ということを書いてあるところでございます。

また、住所の認定につきましては、客観的居住の事実を基礎とし、これに居住者の主観的居意思を総合して決定する。これが最高裁判決の下にございまして、昭和24年の福岡高裁判決でございまして、こちらが基本となっているということでございまして、福岡高裁の

判決の下にあります住民基本台帳事務処理要領におきましてもそういった位置づけをしているところがございます。

また、この法律に書いています地方自治法あるいは住民基本台帳法の規定によりまして、住所の考え方というのは、市町村の区域内に住所を有する者が当該市町村の住民であり、かつこれを包括する都道府県の住民となる。また、住民基本台帳法による住所というのは、地方自治法上の住所をいうということで、住所概念の一元化を図っているということがございます。

また、判例として最後のところに挙げておりますけれども、昭和23年12月18日最高裁判決によりまして、これは選挙権をめぐる判決でございますが、「一人で二ヶ所に住所を有することができるものと解すれば、同一人が二ヶ町村で選挙権を行使し、或は同一町村で二つの選挙権を行使しうる結果となり、かかる結果は町村制の認めないところであって、選挙に関しては住所は一ヶ所に限定されるものと解すべきである」という形で住所については1カ所であるという判例が最高裁で出ているところがございます。

次のページでございますけれども、住民は住所を有するところの自治体においてサービスを受けて、負担を分任する仕組みがあるわけがございますが、その特例ということで、住所地特例という仕組みが社会保障の中であるわけがございます。例えばここに書いてあります施設、病院、診療所、児童福祉施設等において入所、入院をする場合、それまで住民が住んでいたところと違うところに施設がある場合、そこに入所をするといったときにその負担が施設所在市町村になるとなりますと、負担がその市町村にかかってくるわけがございます。それは不公平であるという位置づけをしております。したがって、住所地特例ということで、他の市町村または広域連合から転入して施設所在市町村あるいは広域連合に行った場合には、引き続き住んでいたところでその住民に対する負担は担うという形の特例があるわけがございます。

イメージとして下に書いてありますけれども、後期高齢者医療、国民健康保険ともに入所住所地がA県A市からB県B市に移ったという場合でも、相変わらず、保険者についてはA県広域あるいはA市町村国保が持つという負担関係があるわけがございます。

次のページでございますけれども、今度は地域おこし協力隊の御説明でございます。都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移して、地域に居住して「地域協力活動」を実施する。こういった地域おこし協力隊の取り組みをしているところがございます。

15ページ目の右下にございますけれども、現在の実績といたしまして、隊員の約4割が女性、約8割が20代、30代、任期終了後、約6割が同じ地域に居住しているという形の実績があるわけがございます。

次のページをごらんいただきますと、実際の実績を書いてございますけれども、任期終了後、約6割が同じ地域に定住しているというのが左側の図でございます。また、定住者の約9割が起業・就業・就農をその地域でしているという成果も上がっているところがございます。17ページに4地域の実例を挙げているところがございます。



あるとしています。

しかし、東京都に関してもオリンピックぐらいを契機に人口減少していく予測です。昭和30年代、40年代の人口増加や大気汚染のときと比べると、居住環境は随分改善されています。そうした中で人口過密の状態と言い切るのは間違いではないかという気がします。現在、何が課題かという点、出生率が低いことと、急速に高齢者が増えていくということです。しかも、世帯としては単独世帯の割合が高くなっていきます。これらについての確かな対策をとることは必要ですが、少なくとも過密という表現はもう当たっていません。また、現行の施策においても三大都市圏の中でも23区内だけを例外にして、その他のところは他の地方圏と同様の施策をするものも出てきており、そこは、多様な三大都市圏の実態に応じてきめ細やかに対策すべきではないかと思います。

もう一つ、協力体制に関していうと、47都道府県の中で、都道府県が積極的に基礎自治体の業務を代行してきたのは、第一に東京都であり、恐らくその次に大阪府があり、その次に千葉県や愛知県、神奈川県を指摘できます。つまり、比較的、平野の真ん中で市街地が連担しているところ、財政状況に余裕もあったということで、広域の業務を、都道府県が代行してきたのです。特に23区に関しては一部事務組合をつくって権限移譲を進めるといったこともやってきていて、これら歴史の流れの中で今後どういう選択と集中がありうるのかということを考えていかなければならないと思います。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

勢一委員、いかがでございますか。

○勢一委員 確かに三大都市圏についての課題は恐らく地方圏との対比でこのような形で整理されていると思います。私も、辻委員の御指摘にもありましたけれども、三大都市圏の中での差異の方がかなり大きい印象を持っています。郊外部での影響という佐々木委員の御指摘もありましたけれども、郊外自治体の中でも人口規模あるいは通勤・通学圏との位置関係、商圈などでかなり状況は違うのではないかと感じています。この点についてはもう少し細かな整理をした上で対策を考えることが必要なのではないかと思っています。

その対策という点では、広域連携の必要性、連携をどのように進めていくかがもう一つの論点で上がっておりますけれども、この広域連携でどのような場面において、どのような業務について水平・相互補完あるいは双務的な役割分担が必要かについても、三大都市圏内の自治体の多様性と対比させながらニーズを考えていくということが重要で、その上で連携を進める方策を検討することが必要ではないかと思います。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

武藤委員、お願いします。

○武藤委員 論争をするつもりはないのですが、三大都市圏で東京一極集中の問題を考えて先ほど過密状態は終わったのではないかということなのですが、参考資料2の1

ページを見れば、東京都は人口がふえています。人口がふえているのに過密状況がなくなったというのは、どの時点でどういう理由で過密ではなくなったのかというのを少し教えていただきたいと思います。私は、東京はいつから過密化というのはなかなか難しいけれども、ずっと過密だったのではないかと考えていまして、できる限り国の機関が地方に出ていって、その国の職員の人たちも御家族と一緒に地方に住んで、国ができることは、首都機能とはいいませんが、国の機関を地方に移すことによってその分減り、産業というものがあのかどうかわかりませんが、関連する人たちも地方に出ていくことによって東京の過密は少し緩和されるのではないかと考えています。そのように思います。したがって、東京は依然として過密であると考えているわけでありまして、決して論争するつもりではありません。

以上です。

○長谷部委員長 というお話ではございましたが、辻委員、この時点で何かお答えは。

○辻委員 人口動態でいいますと、先ほど言いましたが、今後10年以内に恐らく人口減少に転じて、間違いなく東京都もその後は恒常的に人口減少になっていく状況があるというのが一番です。

東京が一番過密で過大な人口規模を抱えていたと言われていたのは、1960年代に大気汚染の問題、公害の問題。当時、水が不足していて、慢性的に渇水の問題もありました。ごみの処理施設が足りなくて、ごみ収集に支障をきたしたこともありました。しかし、これらの課題は、今はもう解決してしまっているものも少なくありません。しかも、前よりもマンションがふえてきていますので、以前の木造密集市街地と異なって、よい居住環境の中で高密度に住むことが可能になっています。1人当たりの床面積もふえてきており、やはり過密という認識はおかしいと思います。

以上です。

○長谷部委員長 これはいろいろな見方があり得るところではあると思うのですが。

○辻委員 関連してもう一つ言わせていただきますと、参考資料2に不動産指標価格で東京都が高くなってきているのが、平成19年から平成26年の価格推移で示されています。これに対してもうちょっとタイムスパンを長くにとって、バブル経済期のときからみると、非常に高い水準だったものが、中古マンションが増えてきていることもあり、中堅所得世帯でも住宅を取得可能になってきております。なおかつ、価格が底入れをしていて、比較的緩やかな右肩上がりになっているので、地方のサラリーマン層を含めてキャピタルゲインを期待してマンションを購入しやすい環境となっています。すなわち、定年後、東京の方が住宅に投資しやすい状況になっているのです。

これに対して地方のほうは、今後、どんどん人口が減るということで、不動産価格の減少に歯止めがかかりません。したがって、地方で不動産を取得してもキャピタルロスが想定されるということで、なかなか思い切って地方に投資できない状況になっています。今後、地方でも東京でも、定年後、定住する人を確保するためには、一定水準の不動産価格

が期待できる環境をつくっていく必要があります。こうした東京と同じような状況を、一定程度、地方にもつくらないといけないのです。こういう状況をどうやったら地方につくることができるのか、積極的に考えていくべきではないかと、私は思います。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員 過密論争をやるつもりはないのですが、辻委員の認識はちょっと私の感覚とは違うのですが、少なくとも、東京23区の区部の人口はふえています。面積は広がっていませんので、ボリュームがマンションによって上がってきていることは間違いありません。しょうけれども、例えば以前、政令指定都市を指定する要件で、今は使っていないかもしれませんが、1平方キロメートル当たり2,000人以上の人口密度があることが望ましいという基準が前にありましたけれども、多分、日本の国土面積の1%しかない東京都で、なおかつ0.4%しかない区部に900万人近い人口が集まっている。これを過密ではないのだ。「過」という「過ぎる」という話をどう評価するかですが、日本の平均で言う必要はないでしょうけれども、例えば三大都市圏の平均をとってみても、やはり東京はまだ過密ではないか。今後減り始めるという議論はまた別として、まだふえている状況は、大気汚染が改善したとか、ごみ問題がいろいろ減ってきたとか、交通網が整備されてラッシュ時の乗車率がそれでも2.0近くあると思うのですが、人が死ぬほどの状態ではないとしても不快感は非常に高い状況の中で通勤・通学が行われている。こういういわゆる都市問題というものは、質は変わっているかもしれませんが、やはりきちんと見た上で言わないと、東京は過密ではないのだという話は一般的には受け入れられにくい話ではないかと私は思います。

○長谷部委員長 これは確かにいろいろな委員がおっしゃるとおり、どの点に着目をするかについてもいろいろな意見があり得るでしょうし、そもそもベースラインをどこに引くのか。どれぐらいの時間軸で物を見るのかという点についてもいろいろな見方があり得ることなのではないかと思えます。

伊藤委員、そろそろいかがでしょうか。

○伊藤委員 先ほど三大都市圏はそれぞれ特徴があるので、それをしっかり把握しなければいけないという御意見がございまして、私もそれに賛成です。都市構造自体の違いと、適用されている自治制度自体が違うということをきちんと把握した上で、その中での水平的な連携あるいは双務的な相互補完関係を考えなければいけないのだろうと思えます。

参考資料1にございますとおり、名古屋圏に関しましては、名古屋市を中心とした比較的単極型の都市構造になっていますので、県域レベル全体としては、既存の連携協約等の仕組みなども場合によっては活動できる部分もあるかもしれません。東京の場合は中心部に特別区がありまして、特区制度が存在しているということですから、より広い形での連携を考えていくときには、特区制度改革の動向は別としても、やはり東京都が基礎自治体としてかかわっている部分をどう捉えていくかということも含めて考えていく必要がある

のだろうと思います。

大阪は来月どうなるかわかりませんが、また違う制度が適用され得るかもしれないということなので、それを踏まえた上での連携の仕組みを考えなければいけないのだろうと思っております。

それから、少しまた抽象的な話で恐縮ですが、資料4の圏域全体の連携と申しますか、調整の話、3ページのところです。この課題については先ほども御紹介がありましたとおり、第30次地方制度調査会の際にも頭出しの議論がありました。当時、私は自主的な取り組み、任意の取り組みがありますので、この課題自体、まだそんなに真剣に考える必要はないのではないかという発言をした覚えがあります。ただ、人口減少、あるいは過疎か過密かどうかという論点もありますけれども、少なくとも子育て支援等々で困難な状況が大都市圏では生まれている、あるいは高齢化が非常に進行している中で、何らかの調整の枠組みを考えられないのかなということを最近では考えるようになっております。もちろん制度として強制することはできないのですが、圏域全体を調整できる仕組みを考える余地は少しあるのではないかと考えております。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

まだ御発言のない委員の方々、何かございますか。

太田委員、お願いいたします。

○太田委員 当たらないので、発言しなくてもいいのかなと思ったのですが。

○長谷部委員長 強制はいたしません。

○太田委員 せっかくですので、資料を読んだり、皆さんのお話を聞いていて気になったことが幾つかありますので、申し上げたいと思います。

1つは、辻委員がおっしゃった、実は、広域連携を広域自治体であるところの都府県がやっている例がまさにこの三大都市圏であることの評価です。実際やっているのですが、連携協約に関して、30次地制調での確井先生の発言を思い出しますと、いわばおへそがあるかないかという表現が使われたことに示されているように、中心がないものが同盟を組むようなイメージのものが水平的連携だったと思うのです。これが現在のところ、必要性はあると認識されているようですが、いまいち進んではないし、何をどうしたらいいか検討もなされていない。理由を見ても、特定の理由があるというよりは、ばらついてなかなか検討もされていないようです。そういう状況で考えますと、広域自治体が垂直的な形で連携していくことで対応するのか、それとも市町村の水平的連携を活用するという方向でいくのか、その辺がひょっとすると大都市圏においては独特の問題を生じさせているのだろうかという気がいたしました。

資料の中で関連するのですが、「選択と集中」という表現が今回使われています。ただ、30次は「集約とネットワーク」と言ってきたはずであって、事務局は多分同じつもりで使っているのではないかというのが資料から見られるのですが、「選択と集中」というものと、

どこかに集約するか、ネットワーク化するというのは微妙にニュアンスが違うような気がします。しかし、大都市圏で水平的な連携が進んでいないというのは、ネットワークの形成という部分に問題があるのか。特に東京とかになると、要するに23区という大中心があるということで、広域自治体がネットワークを形成しようとしても、事実上、大中心が邪魔をする形になっているのだろうか。何も故意に邪魔をしているわけではないのですが、結局、周辺は自分たちでネットワークを勝手にはつくろうとしないところがあって、その部分に何らかの仕掛けが必要なのかという気がいたしました。その部分、事務局からの案でも出ていましたが、そういうことで重要なのかどうか。

特に都市問題の内容として何を考えるかについてですが、内容の特定と優先順位づけが各都市によって違うのではないかということと、気になっているのは、郊外地域の中では人口減少が起こることです。大都市、中心部に吸い寄せられる形での人口減少が起きていくときに、ある種の撤退戦の必要がもっと早い、高いわけです。それは今まで我々が考えてきたものとは違う問題で、そこはサービス等をやらないということではないですかという議論をもっとシビアにやる必要が出る。なまじっか余力があるためになかなか撤退戦をしないのではないかということと、しかし、余力がなくなってからやろうとすると、これはもう何もできないというか、丸ごと切り捨てられる可能性があるので、余力があるうちに撤退戦をやるようなネットワークを形成する必要はないか。これはこれでかなり難しい問題をどうやって考えるのだろうかということを考えておりました。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

大山委員、谷口委員、無理強いはいたしませんか、何か御意見ございますか。

では、大山委員。

○大山委員 さっきの過密の話だと、資料を見ていると埼玉県は転出が多いというので、ラッシュアワーも埼玉県方面からの電車が一番混んでいるので、なるほどそうだなと思った。これは感想でございます。

全体としてなのですけれども、ここに書かれている問題は確かにそのとおりだし、いろいろなことがこれからますます問題になってくるというのはわかるのですが、では、地方制度調査会として何かできることがあるのかというところがまだよくわからないところです。

というのは、それぞれ周辺の割合小規模の市もありますし、私も前に住んでいたことがありますけれども、そういうところで、今は公務員も減っているし、なかなか苦しいとは思いますが、でも、本当の地方の自治体に比べればかなり専門性もある職員の方もいらっしゃるわけですし、まして東京都というようなところにはたくさん専門家の職員がいらっしゃるわけですね。ですので、こういう問題についてはそれぞれお考えいただくということしか言えないのではないかなと実は思っております。

以上でございます。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

谷口委員、いかがですか。

○谷口委員 きょうも非常に勉強になったのですが、三大都市圏における問題についての対応ということで、先ほど太田委員が撤退戦なのか持久戦なのかという方針が国としても自治体としてもどうなのかがいつもわからなくて、持久戦をやっている後ではしごを外すようなまねをするとよくないと思うので、どういうところであれば頑張ってもらえるのか、あるいは助けるのかということを決めるのがなかなか難しいのだろうなと感じています。

今、大山委員がおっしゃったように、資料を見ましても、東京都や大阪府に関連するような地域は、自治体数はそれほど減っていないので、多分、すぐにどうこうということはないと思うのですが、人口減少ということと高齢化ということは非常に深刻なのだろうなと思います。そのときにも三大都市圏にも方針のジレンマがあるように思ったのは、国際競争をすれば、そういう大目標を掲げると、逆に幾らでも人が集まって、幾らでも投資して、幾らでも活力があったほうがいいので、例えばアジアの上海だとか、韓国のソウルだとか、そういうところと競争するのだという大都市圏の話とかになると、それはその中の住環境が劣悪になろうがなんだろうが、人や仕事やビジネスやらがどんどん入ってくるほうがいいので、国際競争をするみたいな、大都市圏はそれでいくのですという方針なら方針で、活力を持っていくという考え方になる。

逆にそうではなくて、大都市圏だけでも、みんなが暮らしやすい地域をつくるという目的になると、今度は人がふえればいいというものではなくて、適正な人数があるだろうとか、いわゆる中核市の発想を援用して、要は中心部に人が来なくても仕事ができたり、教育が受けられたり、医療ができるところをつくらなければいけないのではないかと思うわけです。

首都圏のことしかイメージは湧かないのですが、例えば23区に来なくても、横浜市や川崎市だったらそこで仕事できて教育が受けられて、八王子市とかでも大きな市だと思うので、そういうところで実際、教育も医療も経済活動も全てできるなら、正直、過密な電車に乗って23区までこなくてもよいので、そこにとどまってもらえるかもしれない。

ただ、実際には先ほどの辻先生のお話にもあったように、23区に住める余地が出てきていると思うのです。要するに中古の住宅などもどんどんふえているし、マンションはタワー化するし、23区に仕事に来る方は時間を短縮したいので、できるだけ近くに来てと。子供が小さいうちは自然環境が豊かなところだと言っているけど、中学生、高校生になるといい学校あるところだとなると、結局、中央に近いところにと皆さん考えるようになるので、23区への流入とか、そういうことを押しとどめるのが難しいのかなと。大学だって真ん中に集まってきたところがあるぐらいですから、そういう意味では、都市圏の戦略をどうするのか。どんどん大きくなって人がふえてもいいという考え方でいくのか、そうではなくて、どこか拠点で押しとどめて分散させるとか、そういうことを考えるのか、どちらが方向性としてありなのかというのは考えていかなければいけない。

もう一点は、先ほど八王子市の資料にあったのですけれども、例えば多摩地域の市とか

だと競争関係にあったりして、どこの市が住民を獲得するかとか、定住してもらうかという競争関係にあると水平的連携が難しい場合があると思うので、競争と連携をどう両立させるかみたいなことも考える点かなと思いました。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

会長、副会長は。

○畔柳会長 私のコメントというか、感想的になってしまってあれだと思ったのですが、今回の諮問が人口減少についての地方圏と三大都市圏と分かれていて、そういうことで論点も2つに分けて今、やっているかなと思うのですが、地方圏のところを前回、前々回あたりにしたときのイメージは、人口減少が非常に限界的な市町村などを捉えて、そこをどうやって何とか最低限の地方自治というか、地方行政サービスをどうしたらいいのかみたいな観点かなと思うのですが、首都圏、特に東京都ぐらいになったときに、そこまでまだ追い込まれてはいない中での人口減少問題に対してどういう対応をするべきかみたいなテーマなので、若干、問題意識のあり方が少し違うのではないかと。

そのときに感じるのは、さっきの資料を見ていると、例えば減少率が2%ぐらいということはほとんど合併をやっていない。ということは、西東京ぐらいしかやっていないのだと思うのです。一方で、必要性は感じるけれども、実施していないという感じのデータもあったわけです。また一方で、子育て環境は最悪で、唯一、赤が塗られているのが東京都というときに、東京都というところ、差しさわりがあってはいけないのですが、まだ人口減少で追い込まれてはいないけれども、別の面で本当は追い込まれていて、もうちょっといろいろやらなければいけないことがあるのではないかと。ということは、国全体が今、対応している人口減少と財政改革みたいな問題を東京都がもっと代表して対応しなければいけないのではないかと。ということは、近隣地区で近いから、財政改革上も相当プラスになるはずだと思うのです。西東京の前回の事例でもかなりプラスの面があったから、これをもうちょっと東京都がいろいろな面で推し進めたときに相当財源も出てくる。出てきたらそれは、こういうデータからいえば、子育て環境の改善に使うべきなのではないかと。若干問題意識が今までの地方圏のところにおける人口減少問題とこの問題に対していえば、首都圏においては国の課題をどう解決するかという観点で必要な合併なり、水平的連携なり、広域連携なりを制度を使ってやってもらうこともあるのかなと。やや感想の意見です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

碓井先生、お願いします。

○碓井副会長 人口減少ということと直接関係づけたお話になるのかどうか分かりませんが、私は三大都市圏におきましても、都市圏というよりは、その中の1つの地方公共団体の中でも人の分布状況に大変不均一が生じていることを感じるわけです。東京のことも実はよくわかっていませんが、中央区のタワーマンション林立のところは人口過密と言わざ

るを得ないのかもしれませんが。恐らく中央区の中でもさびれた、夜間になると住民が余りいないようなところもあるでしょうし、私の勤め先の千代田区ですが、神保町近辺も今まで戸建てに住んでいた人が立ち退いて、そこに大きなビルができてという形になっているところがあるわけです。千代田区の人口の動態がどうであるかは把握しておりませんが、いずれにしても、そういうように人の分布状況が均一ではないということを忘れてはいけないように思います。

そういう中で、大都市において重要になってくるのが法人の役割だと思うのです。地方自治法も法人も住民だと位置づけられていますし、住民訴訟の原告にもなり得るということになっているわけですが、どうもそれ以上の位置づけが地方自治法でなされているのかどうか私は不勉強でよくわかっていません。税の上でも法人住民税とわざわざ呼んでいるわけですが、もし余りそのことに意味がないのなら、道府県法人税、市町村法人税と言えればいいはずのところを、わざわざ法人住民税とくっつけて呼んでいるわけです。そういうことから考えると、これからのまちづくりというのは法人を抜きにしては成り立たない。常に今までそうなのですが、そういうものを個別法なり、あるいは地方公共団体のつくっているまちづくり条例のようなものとどめていいのかどうか。地方自治法の中に何か受け皿となり得るような可能性のあるもの。そういう玉を用意しておく必要があるのかというのは検討の課題になるのではないかと思います。特に地方公共団体の意思形成にどう法人が加わるべきかということは検討してよいのではないかと思います。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

そういたしますと、きょうは審議事項がもう一つございます。ですから、三大都市圏の話はもう一切しないというわけではございませんけれども、次の三大都市圏から地方圏への人口移動、地方圏での定住を促進するために必要な施策。これは何なのかという、こちらの審議事項にひとまずは移ってまいりたいと存じますが、この審議事項につきまして、御意見等を頂戴できればと思いますが、いかがでございましょうか。

佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員 参考資料2の4ページを見ますと、東京都と他府県の転出超過数なのですが、年代が20～24ぐらいが極端に東京都への転入超過になっている。これは就職ももちろんあるのでしょうが、大学あるいは専門学校もあるかもしれませんが、高等教育を受けるために進学をしてくる。多分、そのまま就職してしまう。ここを何とか考えないと、就職して落ちついてから移ってくださいと、いろいろ法人にお金を出しますよとやってもなかなか移らないように思うのですが、国公私立の大手の大学の定員を減らす。これは自分の首を絞める話をするわけですが、ここ7、8年の傾向は、東京の大手の大学も人集めをいろいろ、地方へ出張して入試をやる。これを15カ所も20カ所もやっているところが圧倒的に多くて、一番最初に始めたのは明治大学かもしれませんが、それが広がった。これは地方の大学へ行くとみんな怒っているのです。少なくとも、定員100なら100どおりと

れと。ところが、文科省は110とか、120まで認めていて、なおかつ親の負担が少ないという入試まで地方で相当体系的にやっている。例えば東京の大手の10大学で集めますと、相当の数の人を集めてきているわけです。私学ですと民間活動だから放っておけばいいというかもしれませんが、しかし、人口の動きというのを見ますと、念仏を唱えていてもだめなので、いつぞや出雲市長をやった方が一生懸命言っていましたけれども、ただで東京は完成された労働力をもらう。そういう意味では、大学そのものが地方に分校をつくるなり、大手の大学が定員をぐっと減らすことをやらないと、その分、地方で学ぶ形をつくらなかなかなか難しいのではないかと私はそう思うのです。企業の責任もありますが、大学の責任が実は大きいのではないかと。これはどこで議論すればいいのかわかりませんが、大学が人口の吸引策をやることをやめろということをごどこかで書かないといけないのではないかと思います。

○長谷部委員長 文科行政についてはこの調査会ではなかなか難しいかもしれません。

大山委員、お願いします。

○大山委員 今の佐々木委員の御発言は少し前の認識ではないかと思うのですが、文科省が実は首都圏の大学の定員超過にすごくうさくなってきて、来年度が1.1になる。1.2を1.1に引き下げる。もうすぐ1.0に下げる。ですから、私のところなどは1人減ると幾ら収入が減るとかという大変な計算をしています。ですので、今、おっしゃったようなことは既にもう始まっていると思われま。

○長谷部委員長 現状認識についてどうもありがとうございます。

○佐々木委員 もっと減らす。2割ぐらい減反しないといけない。

○長谷部委員長 この調査会でそこまで踏み込むのはなかなか難しいかなと思いますが。

ほかにはいかがでございましょうか。

勢一委員、お願いできますか。

○勢一委員 先ほどの話題は、私も大学に所属する人間としていろいろ考えるところがござい。

地方圏への移住という点については、地方圏に住んでいる人間からすると、確かに東京都を含め、三大都市圏はまだまだ過密の状態にあると見えますので、移住を促進することは、人口バランスの不均衡を変える方法の一つであろうとは思っています。

ただし、移住の促進ですけれども、移住に対して抱くイメージというか、夢というものが必ずしも関係者によって同じではない印象を持っております。東京在住者の4割が地方への移住を検討している、または今後検討したいというアンケート調査が出ていると御説明をいただきましたけれども、地方圏の需要と移住者の需要という点で見ますと、アンケート調査による移住者の需要としては、早期退職・定年退職後に少しゆったりと生活したいという点ですとか、スローライフの実現というところが主に挙がっています。スローライフもかなりニュアンスが広いものなので、これだけでは需要を図れませんけれども、そのような希望があって、地方への移住を考えている。

他方、地方圏としましては、資料でも自治体の取り組み、飯南町などの取り組みを紹介いただきましたが、少子高齢化による人口減少に歯止めをかけるために移住を促進したいという需要ですから、地方圏が移住に抱く夢としましては、子育て世代であるとか、地域経済の活性化を喚起してくれるような層に来てほしい。そういう希望がある。

そうなってくると、数として移住が進めばいいということには決してならないわけでありまして、ニーズに沿った移住のあり方をどのように考えるかが重要になります。それをうまく促進するような制度、支援をしなければかえってバランスを欠くこともあるのではないかと考えています。

もう一点、住所のあり方の議論とかかわるかもしれないですが、二地域居住というキーワードが資料4の5ページの2つ目の項目に出ていました。地方にいますと、いろいろな事情で家族が別々に居住している世帯は案外多うございまして、もちろん仕事の関係もありますし、あるいは就学の関係などで離れているというものもございまして。ライフスタイルの変化は確実に起こっているところで、そのようなライフスタイルの変化も踏まえて少し住所のあり方、例えば二地域居住などを何らかの形で支援できる仕組みに関して、御説明では選挙については難しいという話がありましたけれども、もう少し緩やかな形の制度についても検討の余地があるのではないかと考えております。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

武藤委員、お願いいたします。

○武藤委員 地方への移住を促進する方法として、この資料にもあります地域おこし協力隊というのは大変成果も出しているものかなと思います。これに関連して2つほどわからないことがあるのですが、1つの点は、26年度は444団体が利用しているということなのですが、倍増する、3,000人にふやすことになる800団体ぐらいになるから、町村はほとんど入ってくるのかなという単純な印象を持つのですが、その割にはこれまでの経緯が少ないのではないかと。かなり実績がいいにもかかわらず、実際に使っている団体はようやく444になりましたけれども、これまで少なかったのはなぜなのだろうかという疑問と、その理由になるのかどうか分かりませんが、飯南町の話がここにありますが、今、いろいろな小さな町村が移住促進のためにさまざまなことをやっていて、そういう話を最近よく聞くようになりましたが、そういういろいろなことをやっているところも、もちろん地域おこし協力隊と一緒にやっているところもあります。1人400万円とか、200万円とか、かなりお金はかかっているわけで、3,000人までふやすというのは予算のめどとかもあるのでしょうかけれども、各自治体の一つ一つやっているいろいろな政策と、どちらが効率的かというのは余りいい議論ではないのですが、400万円というのは、200万円の募集の経費などを考えると、2人か3人分で10人ぐらいの移住者の成果を出している自治体もある気がするものですから、直感的に地域おこし協力隊はいい制度だと思うのですが、各自治体がいちいち苦勞されているものの方がもっといいものがあるのではないかとこの直感を感じ

じたのですが、その辺の真偽はわかりませんので、わかる範囲で教えていただけたらということでもあります。

1つは、地域おこし協力隊の実績が少ない理由はなぜなのだろうかということと、各自治体がやっているいろいろな施策を束ねた結果をあわせるとどちらが効率的かというよりも、どちらが成果を出しているのだろうかという数字がわかれば教えてくださいということでもあります。

○長谷部委員長 今の時点で即答できることは何かございますか。

○篠原住民制度課長 また調査をしたいと思えますけれども、地域おこし協力隊は新しい制度でございますので、市町村に根づくまではかなり時間がかかっているのではないかと。ただ、最近、成果といったものも皆さん周知されてきましたので、そういう意味では、これからこの目標にありますようにだんだん伸びていくのではないかと考えているところでございます。

また、地域おこし協力隊につきましては、人材、人に着目した形で、その人が実際住むという形でありますので、自治体がそれぞれ定住策として取り組んでいる構えとしてはいろいろな施策をもって、ある意味では、定住者がどれぐらい来るかというスケールが違う感じはいたしますけれども、もう一度調べまして、また御報告したいと思えます。

○長谷部委員長 ありがとうございます。

太田委員、お願いします。

○太田委員 移住促進の問題ですけれども、少し保守的に聞こえるかもしれませんが、幾つかの点に注意していただきたいと思えます。

まず、居住移転の自由があるということはベースにしておいていただきたい。したがって、お金をつけて誘導する分にはいいのですが、居住移転の自由の制約として動きかねない制度はやはり困るというのが大前提にあります。今のところそれが具体的に議論されているとか、きょう提案されたとは思いませんが、注意していただきたい。

その観点から私が若干気になるのは、絆という表現で出てくる二地域居住の問題です。移ろうかどうかどうしようかと思って何となくそっちへ別荘なりなんなりを買って行って、そういう人に絆ということでこちらにもお越しただけませんかという部分ではいいのですが、そういう形で絆をいわば制度化するというのであれば、同時に絆を切る制度も一緒に導入しておいていただきたい。

新しく移る際に、本拠はまだ東京ですが、地方へ移ろうかどうかどうしようかと思って体験移住している人に対して別種の絆を与えるというのならまだ害は少ないように見えますが、それは逆に、合わないからやめるといったときにどうなるかという問題が出ますし、さらに怖いのは、若い人たちが東京へ学問、仕事をしに出てくるときに絆が追いかけてくるのはやはりおかしいだろうという気がします。

その意味で、絆、絆といって何となく雰囲気で行っているうちはいいのですが、地方自治制度の中でどうにかしようとして制度化をするのであれば、それを切る制度も同時に考

えていただく必要があろうと思います。

二地域居住と住所の問題ですが、そこはパターンを分ける必要があると思います。1つは、1人の人が行ったり来たりする。1人の人が2つ住所を持っていると見るのが可能ではないかというタイプの二地域居住があります。この場合は住んでいる時期を長期的に見て、夏はあそこ、冬はあそこかという感じであれば住所を2カ所認定することも、選挙権の問題を除けば実務的にも考えられるかもしれませんが、私は理論的には、少数派であることは自認しますが、二重に住所を認めて2つの地方選挙権を持ったとしても違憲にはならないのではないかという気もしてはいます。が、これはきょうはここでは立ち入りません。

ただ、注意していただきたいのは、もう一つの、先ほど勢一委員がおっしゃった家族がばらばらに住んでいるタイプの多地域居住です。これはそれでも住所が1個であるというのは、実は世帯の問題、要するに同一世帯であるという認定が同一住所であることにおいてまず達成されるのが住民基本台帳法の基本だからであって、住所は違って同一世帯であることを戸籍などを使って認定する仕組みになっていれば、もともと個人単位の住民票ですから、個人単位で住所を認定して、多地域居住が達成されるわけです。ですから、多地域居住の中でも真剣に考えないといけない類型と、実は別のところが邪魔をしている類型があるということを整理されたほうがいいのではないかと思います。

その上で多地域居住、二地域居住、複数のところに居住していることを正面から認める場合に、選挙権の問題もありますが、税金の問題をどうするのだろうかという気がします。今なら移ってくれる人にいろいろとサービスがつかますということなのですが、移ってきてくれたら最後、二重、三重にいただきますというのでは効果は発揮しないだろう。その部分を見通して、また逆にその部分の調整をしておかないと難しいのではないかという気がいたします。

そうやっていくと、これはきょうの論点に出ていないし、結局それぞれの地域がお決めになること以上ではないのですが、地方は地方のほうで、いわば都市から異質な人たちが移ってくる。昔、育った人であれば異質さは少ないかもしれませんが、変な言い方をすると、都会かぶれが帰ってくることになるわけです。地域の社会構造も変わることが必要になってきます。絆を使って、きょう提案された意見を求める。つまり、住民になる前から意見をよそ者が言うような特別なルートがつけられたりする可能性もあるわけです。そういったところを含めて、自分たちの社会構造が変わっていくことになるだろう。要するに地方に完全に統合するのではなくて、自分たちも変わりながら新しい人たちをふやしていくことまで見通した地方自治が行われないと、どうもまたどこかでいびつなことになるのではないかという気がして、それを私は若干危惧しているということだけ最後に申し添えます。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

武藤委員、お願いします。

○武藤委員 住民の件で私も一言だけ意見を述べたいのですが、選挙権に関しては1つに限ればいいのかと思うのですが、生活の本拠を住所とするということであれば、2カ所に住んでいる人は実態としておりますので、やはり2カ所の住所が必要になる。ただ、同意に2カ所は持てないということであれば、スキーをやる人だったら冬の間は新潟県に、夏は東京都にというパターンはあるし、この前、テレビでやっていたのは現実にそういうことがあるということです。また、熟年別居とか、そういう方もいらしたし、いろいろな形で住んでいる人がいるので、それを忠実に、新潟に住むときは新潟に住所を移し、それを毎年2回ずつやると非常に実態に即す。そして納税の義務も発生するのでしょうか。1月1日にちょうど移動日に住所がない場合はどうなってしまうのでしょうか。そこは知りたいこともありますが、移したほうが本当に実態と合って、それが望ましいと思っている制度なのかどうかということだと思っております。それはやはり変ではないかということになれば、2カ所に住所を持って、選挙権はどちらか一つを選んでくださいとか、そういう形、福島の事例もありますし、実態に即した制度にしていく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○長谷部委員長 実は、私も太田委員と同じで、地方公共団体に関する限りは2つの選挙権を持つというのは、憲法は禁じていないかもしれないと思っておりますが、ただ、そうなったときの問題点は投票価値の均衡を何を物差しに考えるか、非常に難しい理論的な問題が出てきますので、余り大声では言わないようにしております。

大山委員、お願いいたします。

○大山委員 さっきよそ者という話が出て思い出しましたので、ちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

プライベートな旅行なのですけれども、3月末にIターンで有名な島根県海士町に行ってきたのです。非常に感心したことが多かったのですが、ホテルも焼肉レストランなども町が出資してつくっています。焼肉レストランは町が建てた立派な都会風な建物で、中に昔からやっていた民間の焼肉のレストランの方が入って営業しているという非常にうまくいっているところでした。とても感心しましたのは、その焼肉レストランで食事をしていたところ、周りの方がどうも役場の方らしい若い方のグループと、もう一組はどうもIターン組とかNPO関係者とか、いろいろな職種の人が集まって議論をしている。そういうグループで、コミュニティーをどうしたらいいかみたいなことを大激論されている。それは非常に感心したのです。

これは成功事例なのですが、ここでそういう成功事例をほかのところにも波及させていくにはどうしたらいいのかということが多分、論点だと思っております。一つは、そういうことをやるためには、例えば町とNPOとが何らかの契約を取り交わしたり、いろいろしていると思うのですが、ほかの町からみますとどうしたらいいかわからずに考えてしまうところがあると思うのです。ですので、たとえばモデル契約案みたいなものを提示すると

か、そういう支援の仕方はできるのではないかなということの一つ考えました。

もう一つは、幾ら支援しても、まちおこし隊とか、いろいろやっても乗ってこないところは乗ってこないですね。乗ってこない理由を考えますと、結局、今のままでいいやという現状維持的な方がずっと首長さんをやっていらして、無投票で当選されているというパターンが一番よくないパターンとして考えられるかと思います。統一地方選前でこういうことを言っただけではいけないのかもしれませんが、もうちょっと新しい人材が政治に入ってくる方法を考えていかないと幾ら議論しても乗ってこないという危惧があります。極端なことを言えば、議員が現職のまま町長選挙に出られるとか、いっそのこと両方一遍にダブル立候補してもいいぐらいにしないと難しいのではないかと思います。

以上でございます。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

伊藤委員、いかがでございますか。

○伊藤委員 この問題は地方自治制度として解決策を探るのはなかなか難しいなと思っているのですが、一つは、全体として移住を促進するとしても、どれぐらいの規模感で考えるかということがあるのだと思います。飯南町の取り組みなどがあって、これは恐らく子育て世代などに積極的に移住してもらおうということを中心に考えていると思うのですが、地域によっては数家族移住してもらっただけで人口がかなり定常化するような、集落単位ではそういう地域もあるということだと思います。これを東京圏への巨大な人口移動を食い止めるため、あるいはそれを反転させるための仕掛けとして大規模に展開することになると、かなり工夫なり、制度化が必要になって、これは太田委員が懸念されているような強制的な要素を含まざるを得ない制度設計も考えなければいけないことになっていると思います。個人的には、そういうことはないほうが望ましいので、恐らくは、今行われているさまざまな取り組みを横展開していく方向で考えていくしかないのかなと思っています。

特に量的な面を考えますと、最初に佐々木委員が御指摘いただいたような、就学のために東京圏に来て、その後、地元に戻らないということはどうするかということがあると思います。大学関係者として申し上げますと、大学の定員を減らすかどうかはまたいろいろな議論があり得るところですけれども、地方圏から来ているゼミの学生に、就職するときに地方に戻りたいかと尋ねると、ほとんどが戻りたくないと答えます。それはやはり地元のしぐらみがあるとか、都会の生活が楽しいとか、いろいろあるのですが、そういう人たちにとっても、地方が魅力のある社会であることを再認識させるようなことを発信できる形で少しイメージを変えていくことも必要なのではないかと思います。それは大山委員がおっしゃった海士町の取り組みなども非常に参考になると思うのですが、やはり地域の担い手自体が世代交代して行って、新しいビジョンを打ち出せる形を支援していく仕掛けも考えられると思っています。

○長谷部委員長 辻委員、お願いします。

○辻委員 地方圏の移住をどう進めるかはこれまでもいろいろ議論されてきて、なかなか決め手のない話なので、総合的に対策を打っていくしかないように、私は思います。第一にベースとしては、子供がふえない限り移住する若者もふえないので、三大都市圏も含めて日本全体で子供や若者をふやす対策をとらなければなりません。

2点目に、本日も説明がありましたが、20代のところに大きな社会移動の層があります。ここで雇用も決まり、居住地も決まるということなので、大学などをツールに対策を講じるというのは正しい方向です。今でも国立大学もそうですし、公立大学でも対策を講じています。

ところが、国立大学に関しては、三類型が示されていて、そのなかでは、グローバルであることと、ローカルであることが矛盾するかのよう受け取られかねない類型枠組みとなっています。しかし、真にローカルで発展するためには、グローバルでなければだめなのです。少なくとも公立大学に関しては、どうやったらローカルに発展するためにグローバルを追求できるのか。こここのところをしっかりと見定めて公立大学を応援していく必要があると思います。

ただし、こうしたミクロのソフト対策は、ふるさと応援隊もそうですけれども、やはり限界があります。地方の中に構造的に雇用が生まれる仕組みをつくらなければだめで、そのためには、ある程度の人口密度と人口規模を確保して、さまざまなビジネスチャンスが生まれやすい状況を地方の中もつくっていく。そのための政策誘導をしていかなければならないと思います。

しかし、4番目に、東京に比べて地方においては、人口密度や人口規模に限界があります。このため、地方においては費用対効果よく、真に必要なサービスを受けられることが必要です。公共サービスに関しても、いいけれども割高ではだめなのです。したがって、公営企業だとか、地方独法とかをもう少し柔軟に使えるようにして、市町村の垣根を越えていろいろなサービスを提供できる体制をつくる必要があります。

最後に移住の件です。私は昔、ある県で研究したことがあります。住民票を移す、移さないという問題もありますが、もう一つ、どこに資産を持つかという話もあります。地方にとってのベストは、単純に東京の家を売って地方に引っ越してもらうのではなくて、東京の家を維持したまま、50歳ぐらいで田舎に家を買ってもらって、25年ぐらい住んでもらって、後期高齢者になったら東京に帰ってもらう。これがベストなのです。何でもいいからとにかく東京から地方へ移住という単純な話ではないので、その辺は自治体がよく勉強していることと思います。地方にとってベストなものになるよう、ぜひ考えてほしいと思います。

以上です。

○長谷部委員長 わかりました。地方だけがいいのがいいかという問題もありますが。

谷口委員、お願いします。

○谷口委員 大変勉強になりました。先ほど大山委員がおっしゃったことと関連するので

すけれども、けさもNHKの朝の番組でやっています、地方選挙で議員さんのなり手がいない。町議、村議ぐらいのところだと、お給料が月給20万円を切ってしまうところが多いと、それだけでは生活できなくて、なかなか手もない。でも、きょうの資料を拝見していて、半農半Xという言葉が出てきたのですけれども、農業をしながらもう一つ仕事を持つとか、半議員半Xとか、半公務員半Xとか、一つのお仕事だけで暮らすことが難しくても、地域を盛り立てていただけて、かつある程度安定性とか、やりがいがある形でやっていただくと、この地域おこし協力隊もすごくおもしろく、いいと思うのですが、ぜひ地方議員さんについてもそこの視野に入れていただくようなことになると思うので、ぜひ地方議員さんについてもそこの視野に入れていただくようなことになるとすごくおもしろいかなと思いました。

その番組で同時に言っていたのは、同じような島、東京都の新島あたりの島の自治体の議会の違いをやっている、あるところはうまくいって、あるところはうまくいっていない。それは議会が壁をつくっているところとそうでないところがあって、外から来た人たちに対して壁をつくって、余りチャレンジを許さないようなところと、壁はつくらないで、若い人が言うことは否定しない。育てる、それを助けるみたいな形で意識改革をしているところではなり手も違うということをやっている、なかなか簡単ではないと思うのですが、意識改革、先ほど太田委員もおっしゃいましたけれども、文化改革なども多分重要なのだと思いました。

もう一つは、これは思いつきで申しわけないのですけれども、最近、ふるさと納税が非常にはやっているといいますが、あれはあれで問題点がいろいろあるのだと思うのですが、いきなり移住というのは難しいとすれば、お金を地域に納めるかわりに労働力を納めたりできないのか。地域に行って働くと何かいいことがあるとか。何と言ったらいいのですかね。税金と絡めるかどうかよくわからないのですけれども、ある種のインターンシップみたいな感じで、人手不足のところを募集して、そこに行くとかということをするとか何かいいことがあるとか、お金ではなくて別のもので納めたりできたらいいのになと思いました。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員 地方に人をふやすという話は、多分、地方圏でほしいのは子育て世代とか、若い人だと思うのです。ところが、東京圏から地方に移りたい人は高齢者層が多い。これは地方が受け取っても社会保障のお金がかかりますので余り要らない。そういう意味では、ただ人口がふえればいいと地方が考えているとは思えないのです。若い人に注目しますと、今さらという感じもしますが、参考資料2の11ページに意識調査が載っていますが、男性、女性を年代別で見ますと、可能性が高いのは、11ページの右の隅のほうに4つの箱が載っていますが、20代は男性ですと37.5とか、そういう数字が載っていますが、「行ってみたい」「やや行ってみたい」の世界ですが、女性のほうが最初は10ポイントぐらい高いのです。

ところが30代になると、男性はそのまま40代ぐらいまで30%ぐらいでなだらかですけれども、女性はがくっと落ちるのです。ということは、20代に大都市圏から移ってもらうことを考えないと、その後の可能性は薄い。しかも、人口減少と女性の関係をいろいろ議論して、調査ではやっているようですが。

もう一つだけ申し上げると、減税特区自治体をつくったらどうか。というのは、村がいいというわけではないのですが、今、村という自治体に住む人は国民の1%しかいなくなつたのです。それでも、いろいろ環境のいいところもありまして、所得税も県民税も村民税もそこに住む人には半額にする。そのかわりサービスも半額にする。ですから、余り余計なお世話はしませんが、税負担を非常に安くして、自分で必要なことは自分でやる。こういう人である程度所得の高い層を呼び込める可能性はないのか。これを減税特区自治体といって人口1万人未満のところに適用してやってみたらどうか。思いつきではありますが。

○長谷部委員長 わかりました。

済みません、時間も超過してしまいましたので、本日は申しわけありませんが、ここまでということをお願いを申し上げます。

次回は5月27日の18時からの開催になります。4月は審議項目1に関しまして3回集中的に御審議をいただきましたので、それを踏まえまして次回ですが、委員の皆様から頂戴した御意見を踏まえながらの審議の中でもう少し議論を深めるべきだと考えられる、あるいはそういう御提言があった点を含めまして論点の整理を行ってまいりたいと存じます。開催に際しましては、改めて事務局のほうから御連絡が行くと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、これを持ちまして、本日の専門小委員会をお開きとさせていただきます。

どうもありがとうございました。